

8. 廃棄物・リサイクル/環境保全分野

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(1)</p>	<p>無価物等のリサイクルを促進するための規制改革</p>
<p>規制の現状</p>	<p>①資源循環・リサイクルに取り組む場合においても、廃棄物処理法上の「廃棄物」と定義された場合には、「廃棄物処理業」ならびに「廃棄物処理施設」の許可が必要になり、リサイクルされない場合と同様の厳しい規制が課せられる。 現行の廃棄物処理法では、「廃棄物」は、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）」と定義しており、通達等により、実務上「廃棄物」か否かは、「有価物」か「無価物」かによって判断することとしている。 ②また、有価で取引される物品であっても、運搬費用が買取金額より高くなる（運搬費の逆ざや）など逆有償の場合には、行政指導によって、「有価物」ではなく、「廃棄物」に分類されてしまうため、当該物品を購入するリサイクル業者は、廃棄物処理業及び施設の許可が必要となる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>①無価あるいは逆有償であってもリサイクルできるものについては、リサイクルが促進されるよう、資源有効利用促進法および各種リサイクル法等を拡充し、廃棄物処理法を適用外とするなど、規制を緩和すべきである。 ②まずは少なくとも、有価で取引される物品について、輸送費を含めると逆有償になる場合であっても、引き取り先での処理内容を勘案し、リサイクルと認められる場合には、「有価物」と同様に扱うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①現行の廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理、特に不法投棄の未然防止を重視しているため、「廃棄物」を広範に定義するとともに、廃棄物処理に対して厳格な規制と煩雑な許認可手続きを規定している。このため、循環型社会の一層の推進が至上命題になっているにもかかわらず、廃棄物処理法は、資源循環・リサイクルに取り組む場合であっても、厳格な諸規制を一律的に課している。このことから、実際には、逆に、リサイクルを阻害している場合もある。 廃棄物の適正処理とリサイクルを促進するためには、「不法投棄は厳しく罰し、リサイクルは規制を緩和して推進する」ことが必要である。 ②少なくともまずは、資源循環・リサイクルする場合には、輸送費の扱いなど、「有価物」と「廃棄物」の区分けを柔軟にすべきである。 現在、製造業者がリサイクルを促進しようとして、リサイクル原料を安価に仕入れた場合に、近地からの仕入れについては廃棄物処理法の規制を受けずにリサイクルできるにもかかわらず、遠地からリサイクル原料を仕入れた場合には、輸送費がかさんだために「廃棄物」となり、産業廃棄物中間処理業の許可が必要となるといった事態が生じる。全く性状の同じ物品であっても、近地から運んだ場合は有価物、遠地から運んだ場合は廃棄物となるのは、循環型社会の促進といった趣旨に反する。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第2条 同法施行令第2条 等</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(2)</p>	<p>河川から採取される流木等についての廃棄物処理法上の扱いの弾力化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>水力発電所のダムの管理にあたって不要として排出している「流木」や火力発電所等の設備管理にあたって不要として排出している「貝」は、廃棄物処理法上「事業系一般廃棄物」に分類され、市町村が処理しなければならないと規定されている。 しかしながら一部の市町村では、これらの流木や貝を引取らない場合がある。 加えて、これらをリサイクルしようとしても、廃棄物処理業者が限定されるとともに、市町村をまたがっての処理が非常に困難であるため、広域的な処理ができず、リサイクルしにくいのが現状である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>①水力発電所のダムの管理及び火力発電所等の設備管理にあたって不要として排出された、一般廃棄物である流木・貝について、廃棄物処理法の規定に則して、市町村が処理すべきである。 ②市町村の特段の事情によって、これらの一般廃棄物を処理することが困難である場合には、同一性状の産業廃棄物処理業の許可を有する産業廃棄物処理業者に処理の委託ができるように、実務上の扱いを弾力化すべきである。 ③加えて、これらの流木や貝のリサイクルを図る場合には、再生利用認定制度などの特例措置を簡素かつ迅速な手続で適用できるような仕組みを構築すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>上記の「流木」や「貝」は、廃棄物処理法上「事業系一般廃棄物」に分類され、市町村が責任を持って処理することが規定されているにもかかわらず、市町村によっては引き取らないことがある。その場合、事業者は、一般廃棄物処理業者に委託又は自社で処理しているが、それでも処理困難な場合は、産業廃棄物処理業者に委託して処理している。産業廃棄物として処理する場合も、区分は別として物の性状に応じた処理施設で適正に処分されていることを確認しており、何ら問題は生じていない。しかし、遵法性の観点から、実務上困っている。 加えて、これらの流木や貝をリサイクルしようとしても、一般廃棄物は、広域的処理が難しく、産業廃棄物よりもリサイクルが難しい。また、現行の再生利用認定制度は、認定手続きが煩雑である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第2条 「廃棄物の処理および清掃に関する法律の疑義について」(昭和54年11月26日厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長・産業廃棄物対策室長連名通知)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(3)</p>	<p>パレット等の紙・木屑についての廃棄物処理法上の扱いの弾力化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>電気機器等の製造業者が使用し、その後不要となったパレットやコンテナの「木屑」や「紙屑」は、廃棄物処理法上「事業系一般廃棄物」に分類され、市町村が処理しなければならないと規定されている。しかしながら、市町村によっては、処理量が増えたり、焼却炉の能力不足などを理由に引き取らないことが多い。</p>
<p>要望内容</p>	<p>電気機器等の製造業者が使用し、その後不要となったパレットやコンテナの「木屑」や「紙屑」について、廃棄物処理法の規定に則して、市町村が処理すべきである。 市町村の特段の事情により、これらを処理できない場合には、産業廃棄物処理業者に処理の委託ができるように、実務上の扱いを弾力化すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現状では、不要となったパレット等の紙・木屑を市町村が引き取らない場合には、これらの紙・木屑を民間の産業廃棄物業者にも委託することができず、メーカー等の事業者は、これらのパレット等を他の廃棄物を出す際の運搬用パレットとして利用する程度しか処理できず、実務上困っている。 木屑は、民間の産業廃棄物処理業者に委託すれば、肥料やチップ、おがくず等にリサイクルすることも可能となり、木屑の有効利用が促進される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第2条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(4)</p>	<p>廃棄物処理法上の「建設汚泥」の取扱いの見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>①廃棄物処理法上、「産業廃棄物」とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥等の廃棄物をいう」とされており、「建設汚泥」も産業廃棄物とされている。 ②コーン指数200kN/m²以上であれば、汚泥ではなく土砂と定義され、産業廃棄物から外れるが、「土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行う」とされている(掘削泥から砂分を除去した時点での性状で判定)。「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月29日)</p>
<p>要望内容</p>	<p>①建設汚泥のリサイクルを促進する観点から、「建設汚泥」に係る廃棄物処理法上の扱いを見直すべきである。建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したリサイクルのルール作りを行うべきである。 ②とりわけ、泥水シールド工事における掘削泥の取扱いについて、現行のように、掘削泥から一定規模以上の砂分を除去した時点での性状で判定するのではなく、脱水処理後の性状によって、土砂か汚泥かを判定すべきである。 また、高規格堤防の築造財に認められている、建設汚泥に係る環境大臣の再生利用認定特例制度について、再生利用技術の進歩等に伴って、その認定対象、認定方法について緩和する方向で見直すべきである。加えて、本特例制度の審査期間の短縮を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①建設汚泥は産業廃棄物として扱わなければならないため、改良すれば土砂と同様に再利用できるものが多いにもかかわらず、管理型最終処分場で処分しなければならず、リサイクルへの取組みが遅れている。建設汚泥と規定される物でも、性状が建設発生土と極めて類似しているものが多く、用途によって柔軟に使い分けることを可能とすべきである。 ②とりわけ、当該建設汚泥が有害な不要物であるか否かは、作業所等から排出する段階で判断すべきであり、杭工事等の掘削の最終段階等で汚泥と判断するのは早計である。特に自硬性汚泥については、建設資材としての利用価値が高い。掘削泥を脱水処理や安定処理等を行うことによって「200kN/m²」の基準を満たすことは十分に可能であるにもかかわらず、現行規制の下では、作業所等で土質材料等として再利用できるものも「廃棄物」として処分せざるをえない状況にある。これは循環型社会の形成の趣旨に反する。 また、「有用物」か「不要物」かの判断が、都道府県担当者によってまちまちである。 さらに、高規格堤防の築造財として再生利用されるシールド工法の掘削工事等に伴って生じた建設汚泥については、環境大臣の認定を受けた場合の特例の対象とされているが、実際に認められた件数は10件程度と実績も少ない。再生利用技術は進歩してきており、生活環境の保全上の支障を生ぜず、使用場所の要求性能を満たす安定した品質を確保できるようになってきている。構造物の裏込めや土地の造成等について、また、公共工事のみならず民間工事についても、特例対象として認定する方向で検討すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第2条第4項第1号 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成11年3月23日 厚生省衛産第20号) 平成9年12月26日「厚生省告示第259号」 平成9年12月26日、改正平成11年2月22日「厚生省告示第261号」</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省総合政策局 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(5)</p>	<p>建設工事で用いられる泥土の脱水施設に対する廃棄物処理法の適用除外</p>
<p>規制の現状</p>	<p>建設工事で用いられる泥土の脱水施設(シールド工事、現場内杭工、連続地中壁工事等で発生する泥土の脱水処理施設等)は、廃棄物処理法上の汚泥の脱水施設とされており、当該施設を設置しようとする土地を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>建設工事で用いられる泥土の脱水施設は、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。 少なくとも、建設工事における泥土の脱水処理施設の設置に係る許可申請については、申請書類の簡素化すべきである。具体的には、例えば、公共・民間公益企業等の発注者の証明書添付を義務付けたうえで、当該建設工事を行う事業者に係る「株主の登記簿謄本」「役員の住民票の写し」「役員の身分証明書」等の書類の提出については、免除すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>建設工事で用いる泥土の脱水施設は、脱水そのものを事業とする施設ではなく、建設事業(工事)実施のための施設であり、廃棄物処理施設とは基本的に異なると考える。 具体的には、下記の点に考慮して、措置を講じるべきである。 ①当該施設の設置・使用期間は有期かつ一時的であり、工事契約の完了時点で発注者了解の下で、当該施設は不要となること ②建設業は請負工事であり、工事施工において採用工法については、国・地方自治体をはじめとした発注者の意向が強く影響するものであり、施工業者の意向だけでは決定できないこと</p> <p>平成13年11月の廃棄物処理法施行規則の改正により、手続きの一部合理化が図られたことは評価できるが、依然として、地方公共団体からは上乘せ、横だしの要求が出されているのが実態である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第15条第1項 廃棄物処理法施行令第7条第1号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省総合政策局 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(6)</p>	<p>分社化等に対応した廃棄物処理法の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県(保健所設置市にあっては市長)の許可を受けなければならない。</p> <p>行政通知により、排出事業者の関係会社が、当該排出事業者の構内のみの収集・運搬のみを行う場合であっても、法人格が異なる場合には、業の許可が必要とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>近年における企業の分社化、連結グループ化等の取組みに鑑み、廃棄物処理法のあり方についても、企業の経営実態に対応した法規制に見直すべきである。</p> <p>(1)少なくとも、排出事業者の連結子会社など一定以上の資本関係がある事業者が、当該排出事業者の構内(同一敷地内)のみににおいて、当該排出事業者の廃棄物の収集運搬のみを受託する場合であって、親会社が廃棄物処理全体を管理していることが明らかな場合には、「自己処理」と同等に位置付け、廃棄物収集運搬業の許可を不要とすべきである。</p> <p>(2)加えて、排出事業者の連結子会社等が、当該親会社の廃棄物の収集運搬及び処理のみを受託する場合であって、親会社が廃棄物処理全体を管理していることが明らかな場合には、「自己処理」と同等に位置付け、収集運搬業・処分業の許可を不要とすべきである。</p> <p>(3)また、廃棄物処理法上の許認可を持っていた親会社が、分社化により、廃棄物処理部門を子会社にそのまま引き継ぐ場合には、簡易な手続きによって、廃棄物処理法上の許認可を子会社に継承できるようにすべきである。</p> <p>(4)さらには、グループ会社間で廃棄物処理に係る事業を行う場合や、同一敷地内で廃棄物処理に係る事業をアウトソーシングする場合についても、「自己処理」と位置付け、収集運搬業及び処分業の許可は不要とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>近年、わが国企業は国際競争力強化・構造改革の一環として、分社化などグループ経営を促進しているが、廃棄物処理法の規定はこういった企業経営の変化に対応した規定となっていない。</p> <p>①資本関係、②処理対象物(親会社からの供給のみ等)、③収集運搬ないし処理の場所(同一敷地内等)等の諸条件を勘案し、実質的に親会社の管理が徹底されていると判断される場合には、別法人であっても、親会社による自己処理と同等の扱いとする特例措置を講じるべきである。</p> <p>とりわけ、構内のみの収集運搬を連結子会社が行う場合(上記要望(1)のケース)は、不法投棄が行われることは考えにくく、業許可は不要とすべきである。多くの企業では、事業所構内の緑化・美化・清掃ならびに廃棄物の収集運搬作業を連結子会社等に委託しているケースが一般的である。許可業者は必ずしも適正業者ばかりではないという実態を踏まえると、外部の許可業者に委託する方が、連結子会社・関係会社に委託するよりも、不適正処理のリスクを負うといった不安がある。</p> <p>「これまでも工場内等の限られた区域内において、当該法人以外の者が排出事業者の補助者として廃棄物の収集当を行う行為については、排出事業者の自ら処理として許可の対象としていない」「各府省等における規制改革に関する内外からの意見要望等に係る対応状況」(2003年5月)から抜粋]とのことであり、この「補助者」の概念を逐次拡大し、上記のような条件を満たす場合には、実質的に親会社の「補助者」として認めるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第7条第1項、第14条第1項、第14条の4第1項 廃棄物処理法施行施行規則 第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号、 第10条の3第2号 平成5年3月31日厚生省産業廃棄物対策室長通知(衛産36号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(7)</p>	<p>「広域指定制度」の改善ならびに改正廃棄物処理法により創設された「広域的処理に係る特例制度」の実効性確保【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>(1)リサイクル等を行うため、廃棄物が広域的に移動する場合の廃棄物処理業の許可については、環境大臣の指定により地方公共団体ごとの許可の取得が不要とされている(「広域指定制度」)。 (2)上記制度の内容を拡充する観点から、2003年6月18日に公布された「廃棄物処理法の一部改正法」において、効率的な廃棄物処理の確保等を図ることを目的として、「広域的処理に係る特例制度(※)」(廃棄物処理法第9条の9及び第15条の4の3)が創設された。本制度に係る実務上の具体的な規定は、省令によって定められる。 ※一定の広域的な処理を行う者について、環境大臣の認定により、廃棄物処理業の許可を不要とする等の特例制度</p>
<p>要望内容</p>	<p>(1)「広域指定制度」ならびに今回の法改正で創設された「広域的処理に係る特例制度」について、下記の点について改善を図るべきである。 ①本制度の指定にあたっては、合理的な基準や標準処理期間(3ヶ月以内等)を定めること等により、事務処理の迅速化を図るべきである。 ②本指定を受けた場合には、産廃の場合には各県の県外持込条例等、一廃の場合には各市町村の事前協議制度等が適用されないよう、環境省から各地方自治体等に対し、早急に通達を出すなど、指導の徹底を図るべきである。 ③IT機器の場合等においては、継続的な取引状況にない排出者の製品についても、廃棄物を引き取る排出事業者として、本制度の適用対象に含めるべきである。 ④本制度の適用要件として、「指定産業廃棄物の処理の委託又は再委託を受ける場合に、運搬費や処理費を無償で受託すること」を規定しているが、現実的ではないため、本要件は外すべきである。 (2)とりわけ、今回創設された「広域的な処理に係る特例制度」について、効率的な廃棄物処理の確保という本制度の趣旨に基づき、迅速かつ簡素な手続きによって本制度が適用されるよう、実務上の課題等を十分に踏まえて、実効ある省令を策定すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1)広域的な再生利用を円滑かつ効率的に行うための環境整備が必要である。通達(平成6年4月1日衛産43)により、広域指定制度を適用する事業者の指定にあたって、「継続的な取引であること」ならびに「運搬費や処理費を無償で受託すること」が要件とされている。 (2)廃棄物処理法の改正によって、上記の特例制度が創設されたことは高く評価できる。上記要望事項は、2003年10月からスタートする家庭系使用済みパソコンのリサイクルを実施するにあたって必要な点であり、省令等の策定にあたっては、実務上の問題点等を十分考慮し、より実効ある制度にすることが重要である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第7条第4項、第14条第4項 同法施行規則 第2条の3第3項及び第4項、第10条の3第3項及び第4項 廃棄物処理法の一部改正法第9条の9、第15条の4の3</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(8)</p>	<p>改正廃棄物処理法により創設された「産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物の処理に係る特例制度」の実効性確保【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2003年6月18日に公布された「廃棄物処理法の一部改正法」において、効率的な廃棄物処理の確保等を図るため、「廃棄物処理施設の設置許可規制の合理化(※)」<廃棄物処理法第15条の2の4>に係る特例制度が創設された。 実務上の具体的な規定は、省令によって定められる。</p> <p>※設置許可を受けている産業廃棄物処理施設について、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合において、届出により、一般廃棄物処理施設の許可を不要とする特例制度</p>
<p>要望内容</p>	<p>廃棄物処理法の改正によって創設された、上記の『産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物の処理に係る特例制度』について、「効率的な廃棄物処理の確保」といった本制度の趣旨が確実に実現できるよう、「同様の性状を有する」場合の定義など本制度の適用範囲等を規定するにあたっては、実務上の課題等を十分に把握したうえで、実効性のある省令等を制定すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>廃棄物処理法の改正によって、上記の特例制度が創設されたことは高く評価できるところであるが、実務上の具体的な規定は、省令等で定めることとされている。</p> <p>上記要望事項は、2003年10月からスタートする家庭系使用済みパソコンのリサイクルを実施するにあたって必要な点であり、省令等の策定にあたっては、実務上の問題点等を十分考慮し、より実効性のある制度にすることが重要である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第15条の2の4</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(9)</p>	<p>再生利用認定制度の対象範囲の拡大と事務処理の迅速化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>1997年の廃棄物処理法の一部改正により、「再生利用認定制度」が導入され、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上の支障がない等の一定の要件に該当する再生利用であると環境大臣が認定した者については、処理業及び処理施設に係る許可を不要とすることとされた。しかしながら、当該再生利用認定制度は、下記の場合には適用対象となっていない。</p> <p>①燃料としての使用の場合(同法施行規則第6条の4第1項第4号及び5号,第12条の12の4第1項第4号及び5号)</p> <p>③ばいじんまたは焼却灰(同法施行規則第6の2第1号,第12条の12の2第1項第1号)</p> <p>③パーセル条約規制物質(同法施行規則第6条の2第1項第2号,第12条の12の2第1項第2号)</p> <p>加えて、製鉄事業者が高炉還元剤として再生利用する場合やコークス炉の化学原料化として再生利用する場合には本制度が認定されているが、「ガス化によるアンモニア原料化手法による再生利用の場合」には認められていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>(1)平成15年3月28日の規制改革推進3か年計画(再改定)において、2003年度中に、「再生利用認定制度の対象範囲の拡充」を図る旨明記されたところであり、生産施設を活用した燃料化(サーマルリサイクル)、ばいじんまたは焼却灰、パーセル条約規制物質についても、再生利用認定制度の対象に含めるべきである。</p> <p>また、「ガス化によるアンモニア原料化手法での再生利用」についても、認定対象とすべきである。</p> <p>(2)当該制度の認定について、合理的な指定基準を定めるとともに、例えば3カ月以内といった標準処理期間を定める等により、事務処理の迅速化を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>規制改革推進3か年計画の再改定において、平成15年度中に、「再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、認定対象範囲の拡大を検討するとともに、可能なものから順次指定していく」旨明記されている。リサイクルを促進する観点から、施行規則の見直しも含めて、本制度の適用範囲を着実に拡大していくべきである。</p> <p>①現行では、再生利用品は「受け入れる産業廃棄物を再生品の原材料として使用すること」とされて、用途・品目が限定されている。循環社会形成推進基本法でもサーマルリサイクルの有用性は認められており、埋立処分するよりは有効である。サーマルリサイクルも認定対象にされれば、応用範囲が広くなり、生産施設を活用したリサイクルが促進される。</p> <p>②非鉄金属製造業界では、銅・鉛・亜鉛・カドミ・水銀といった一部では有害元素とされる非鉄金属を、ばいじん・焼却灰・電池などから回収するリサイクルに取り組んでいる。当該認定を受けるにあたって厳格な審査を受けるのであるから、審査によって、非鉄金属を回収できる技術的能力・経理的能力等を有すると認められた事業者に対しては本制度の適用を認めるべきであり、一律に適用対象外とすべきでない。</p> <p>③パーセル条約規制物質も、既にリサイクルが行われているにもかかわらず、当該制度の特典が受けられない。②と同様、審査によってその能力等が認められた事業者に対しては本制度の適用を認めるべきであり、一律に対象外とすべきではない。</p> <p>④「ガス化によるアンモニア原料化」は、残さ率が小さく、また、アンモニアという化学原料としたことから、サーマルリサイクルに極めて近いサーマルリサイクルと見做すことができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第9条の8(一般廃棄物)、第15条の4の2(産業廃棄物) 同法施行規則 第6条の2、第6条の4(一般廃棄物)、 第12条の12の2、第12条の12の4(産業廃棄物)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(10)</p>	<p>多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定・報告義務の負担軽減</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法の平成12年改正によって、前年度の産業廃棄物発生量が1,000t/年以上又は特別管理産業廃棄物が50t/年以上の事業場を設置している事業者〔多量排出事業者〕は、当該事業場に係る「産業廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及びその実施状況」の報告を作成し、当該地域を管轄する都道府県知事に提出しなけらなくなりました。 併せて、都道府県知事は、これらの処理計画やその実施状況について、1年間、公衆の縦覧に供する方式で公表することとされた。</p>
<p>要望内容</p>	<p>①多量排出事業者の判定基準である「前年度の産業廃棄物発生量(特別管理産業廃棄物発生量)」について、その排出量は「外部へ処理委託する量」のみを加算すればよいこととし、自事業場内の処理施設で減量化・有効利用した廃棄物量は含めないことにすべきである。 ②また、多量排出事業者の判定基準に関し、建設現場からの建設廃棄物については、その業態特性に応じた判定基準を新たに設けるべきである。 ③加えて、本計画書の提出・実施状況の報告に係る内容・書式について、環境省が策定した「マニュアル」に沿った内容・書式とするよう、環境省は地方自治体に対して指導すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①平成12年の廃棄物処理法改正により、多量排出事業者に対する計画策定及び報告等が義務づけられたが、この改正趣旨には、埋立処分場残容量や産廃処理場の処理能力の逼迫を背景に、排出量の減量化促進が含意されていたと解される。 現行規定では、例えば極端な例として、汚泥発生量1,000tを事業場内の処理施設で脱水、焼却し、残さを有価で売却して廃棄物排出量を0tにしている事業者には、多量排出事業者としての報告義務が課されるが、汚泥発生量999tの全てを外部へ処理委託する事業者には当該報告義務は課されないといった不合理が生じている。 よって、排出量を基準未滿に削減した事業者に対しては当該計画策定及び報告義務を課さないこととすることにより、自事業場内の処理施設での減量化や有効利用を促進すべきである。 ②当該計画及び報告の内容・書式等について、環境省より「マニュアル」が示されているが、当該都道府県の裁量に委ねられているため、実際には都道府県毎に異なっていることなどから、当該計画の策定及び報告に係る事務量は膨大である。 とりわけ建設業では、工事現場が対象事業場となるため、提出・報告先の都道府県が年毎に変わることで、産廃の種類・量も変動が大きいこと等から、過去の計画内容や実績取りまとめの内容が年々変化し、毎年新たな事務作業が生じている。 当該事務量が膨大なため、かなりのコスト負担が生じていることのみならず、提出・報告の期限(毎年6月30日)に遅延が生じるとともに、煩雑な事務作業となつてデータの信頼性も低下している。 全国的にデータの共有化が図れば、産業廃棄物の適正処理・処分における広域的な検討が可能となるなど、効果的な利用が実現できる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法第12条第7項、第8項、第9項、第12条の2第8項、第9項、第10項 廃棄物処理法施行令第6条の3、第6条の7</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 国土交通省総合政策局</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(11)</p>	<p>廃棄物処理施設の設置・変更の許可申請手続きに伴う提出書類の簡素化等</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理施設の設置・変更に伴う許可申請手続きに要する添付書類は膨大である。また、審査にも非常に長い期間を要する。</p>
<p>要望内容</p>	<p>(1)①廃棄物処理施設の設置・変更の許可申請手続きに伴う書類を簡素化すべきである。 ②とりわけ、廃棄物処理を業として行わない施設に係る申請手続きの場合には、役員の住民票や登記事項証明書等の個人情報や、貸借対照表や損益計算書、法人税納付済証明書等の経理関係書類など、提出書類の削減を図るべきである。 ③また、一般廃棄物処理施設を設置・変更しようとする場合、産業廃棄物処理施設と同様、「役員の住民票等の写し」の添付については、全ての添付資料を提出後、5年間は変更のあった者のみの写しを添付すればよいこととすべきである。 (2)当該許可申請に伴う審査期間を短縮すべきである。加えて、申請書受理日の設定条件等を明確化すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1)①廃棄物処理施設の設置許可の欠格要件は、廃棄物処理業の許可の欠格要件と同等となっている。しかしながら、業の許可の欠格要件は、そもそも暴力団関係者や成年被後見人等の不適格者が事業を行うことを禁じるための要件と解されるが、施設に対する規制の目的は、排出事業者・処理業者を問わずに「環境負荷」を規制することが本旨と解される。したがって、施設の許可申請に伴う添付書類については、簡素化すべきである。 ②とりわけ、現行では、他人の廃棄物処理を行わない排出事業者の構内に設置された廃棄物処理施設に対しても、同等の規制が適用される。そのため、多くの役員等を配置する上場企業では、下記のような、膨大な事務的負荷が発生している。 (a)役員の任期終了等に伴う変更において、変更した役員の数だけ(大企業では10数名等)の住民票及び登記事項証明書を提出する事務負担が発生。 (b)役員が海外にいる場合の事務的負担、あるいは外国籍の役員に対する事務負担が大きい、あるいは取扱いが不明瞭。 (c)工場内の施設毎に届出が必要なため、変更した役員1名につき施設数(大企業では10数件等)の住民票や登記事項証明書の取得等の事務負担が発生。 ③一般廃棄物処理施設に係る申請は、今後、資源リサイクルを推進するにあたって増加が予想される。産業廃棄物処理施設と同様、申請手続を短期間かつ効率的に実施できるようにすべきである。上場企業など社会的信頼性が確保されている場合であって、自社の廃棄物処理のみを行う場合には、個人情報や経理関係書類等の添付書類を簡素化すべきである。 (2)現状では、許可申請書の作成から許可がおきるまでに約3ヶ月を要している。また、申請書受理日が不明朗である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第15条、第15条の2の4等〔産業廃棄物処理施設〕 第8条、第9条〔一般廃棄物処理施設〕 廃棄物処理法施行規則 第11条、第3条等</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(12)</p>	<p>都道府県等による事前協議制の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議は求められていない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議を行うことが義務付けられる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等指導すべきである。 少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行うのではなく、リサイクルなど資源循環を行う場合には、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>事前協議が必要となると、許認可の取得に非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。 とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、持ち込み予定の処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の審査を受ける必要がある。 昨今の環境意識の高まりにより、優良処理業者への域外からの処理依頼が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的に近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>地方公共団体の指導要綱、行政指導</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 地方公共団体</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(13)</p>	<p>廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催頻度の増大等</p>
<p>規制の現状</p>	<p>一定規模以上の廃棄物処理施設の建設にあたっては、廃棄物処理法に基づく許認可申請のほかに、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。 廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、開催頻度を増大するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対して指導を徹底すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づく諸手続きを経るのに非常に長い時間がかかり、廃棄物処理施設の建設が円滑に進まない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建築基準法第51条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課 環境省廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(14)</p>	<p>環境対策設備等の新增設に係る環境アセスメントの運用の弾力化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>環境影響評価法および地方自治体の環境影響評価条例に基づき、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う場合には、環境影響評価を行わなければならない(環境アセスメント)。環境アセスメントは、環境対策設備や省エネ施設等の新增設にも求められ、これによって、事業立案から着工までに少なくとも3年以上の年月がかかる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>特に、社会的要請の強い環境対策設備等の新增設にあたっては、環境アセスメントの手続きを合理的かつ弾力的に運用することによって、環境アセスメント手続の期間を短縮するよう、地方自治体に対して、指導を徹底すべきである。</p> <p>例えば、観測情報網の整備状況(観測点、データ数、蓄積年数)に応じて、代替データを活用するなど、現地観測調査を弾力的に実施すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>環境アセスメントは、公害問題等の未然防止・再発防止に必要な行為ではあるが、事業立案から着工までに少なくとも3年以上の年月を要し、社会環境・経済状況の変化によっては事業機会を逸し、新規事業創出による経済活性化を妨げる要因となっているばかりでなく、社会的要請の強い、環境対策設備等の新增設の阻害要因になっている。</p> <p>特に、現況調査を現地で必ず1年間実施することを求められるが、例えば、地域観測網が整備されている都市部においては、アセス手続開始後の1年間の観測値に比べて、過去の蓄積された観測データに基づく将来的影響予測や評価等をベースに判断した方が信頼性が高いと考えられる場合もあり、このような代替データの活用を促進すべきである。</p> <p>このような対応によって、総合的な見地から、環境対策の促進が図られる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>環境影響評価法 地方自治体環境影響評価条例</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省総合環境政策局環境影響評価課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(15)</p>	<p>海面埋立による廃棄物最終処分場の建設に係る規制緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>①公有水面埋立法により、分譲等を主たる目的とする埋立ができる者は、公共団体並びに、土地の造成及び処分の業務が主たる目的の一であってかつ国等の出資が資本金等の2分の1を超える法人(※)に限定している。</p> <p>※但し、生活環境の向上等を図るものを目的とし、かつ、埋立地又は地域の総合的発展に著しく寄与するもので、竣工後3年以内に埋立地の処分を完了する見込みが確実な埋め立ての場合は、国等の出資が資本金等の3分の1を超える法人に限定している。</p> <p>②竣工認可の告示後10年間については、免許を受けた者が埋立地の権利の移転・設定および用途変更を行う場合は、免許権者の許可が必要としている。このことによって、事実上、公的セクター以外の埋立事業への参入を制限している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>①埋立の用途のうち「生活環境の向上を図るもの」として廃棄物の処分場を認め、この場合について「工事の竣工後3年以内に埋立の処分を完了する見込み確実なるもの」との制約をはずす等により、公的セクター以外の廃棄物最終処分目的の海面埋立申請を可能とすべきである。</p> <p>②取得後10年以内の埋立所有権の譲渡制限・用途転換制限を、土地利用用途の審査を付加するなど、一定の条件下で緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>廃棄物最終処分場の確保は喫緊の課題である。しかしながら、現状では、周辺住民の合意形成が得られにくいことから、廃棄物最終処分場を内陸に確保することが非常に困難である。こうした実情を踏まえれば、海上に最終処分場を確保することも視野に入れざるをえないことは時代の趨勢と考える。また、その場合に、公的セクターのみならず、民間セクターも、当然、何らかの許可申請を経た上で、最終処分場目的の海面埋め立てができるように規制を見直すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>公有水面埋立法 第4条、第27条、第29条 同法施行令 第7条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省港湾局管理課、河川局水政課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(16)</p>	<p>貨物駅・港における産業廃棄物の収集・運搬に係る規制の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>(1) 産業廃棄物の収集・運搬を業として行う場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可が必要である。鉄道運送事業者が産業廃棄物を運搬する場合、発着の貨物駅で取り扱う廃棄物の品目ごとに、当該発着駅が所在する都道府県知事から、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しなければならない。</p> <p>(2) 産業廃棄物を密閉封印されたコンテナで、鉄道運送事業者や船舶運航事業者を介して運搬する場合、最終的に廃棄物処理場に搬入するまでに、駅や港で密閉封印されたコンテナをそのままトラックに載せかえる作業が発生する。</p> <p>このトラックに載せかえる作業を、都道府県によっては、産業廃棄物の「積替え・保管」に該当すると判断するところがある。</p> <p>① 駅や港における当該コンテナの載せかえ作業を、廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、同法の積替え保管基準(積替え作業を行うスペースに囲いを設ける等)を満たす必要がある。</p> <p>② 加えて、同作業を廃棄物処理法上の「積替え・保管」と判断された場合、産業廃棄物収集運搬業の許可取得にあたって、条例等により周辺住民の同意等を求められるなど、業の許可の取得に非常に時間がかかる。</p>
<p>要望内容</p>	<p>(1) 「鉄道コンテナによる一貫輸送を行う場合で鉄道部分の運搬のみを実施する鉄道運送事業者」については、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取得を不要とすべきである。</p> <p>(2) 少なくとも、貨物駅や港において産業廃棄物がコンテナに密閉封印された状態のまま単にトラック等へ載せかえる作業については、廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当しないとする統一的な解釈を示し、各都道府県に対し通知すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1) 鉄道コンテナによる一貫輸送においては、「排出地から発貨物駅」及び「着貨物駅から処理場」までの両端のトラック運搬を行う利用運送事業者は、それぞれ産業廃棄物収集運搬業許可を取得する必要があり、鉄道部分のみの運搬を実施する鉄道運送事業者に許可を要しないものとしても、廃棄物の適切な運搬は可能である。また、産業廃棄物の広域処理を行う場合、コスト面のみならず、環境負荷の軽減からも、鉄道による輸送が適している。安全で確実な鉄道コンテナによる一貫輸送の形態に鑑み、産業廃棄物収集運搬ネットワークの構築を促進すべく、規制を緩和すべきである。</p> <p>(2) 少なくとも、貨物駅における密閉封印されたコンテナの載せかえ作業は、廃棄物の飛散・流出等が生じるおそれはなく、廃棄物処理法で想定する「積替え・保管」の概念とは異なると解される。</p> <p>廃棄物処理法上の「積替え・保管」に該当すると、駅に囲いをつけなければならないが、公共の場所であり、対応が難しい。同時に、業許可の付与にあたって、住民同意を求める都道府県もあり、迅速な業許可の取得が困難となる。</p> <p>このことは、港におけるコンテナ等のトラックへの載せかえについても同様である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第14条 第14条の4 同法施行令 第6条、第6条の5 同法施行規則 第9条、第10条の11</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(17)</p>	<p>微量PCB製品に係る規制の見直し【新規】</p>												
<p>規制の現状</p>	<p>現行の廃棄物処理法では、PCB(ポリ塩化ビフェニル)として処理が必要となる定量的な基準[入口基準]が設定されていないため、極めて微量でもPCBが検出されれば、すべて「廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物」(以下「廃PCB等」)と判定され、「特別管理産業廃棄物」として管理・処理することが義務付けられる。</p> <p>他方で、現行の廃棄物処理法では、処理基準[卒業基準]を定めており、基準値以下(0.5ppm以下)に処理すれば、通常の産業廃棄物として管理・処理することを可能としている。</p>												
<p>要望内容</p>	<p>廃棄物処理法において、PCBとして管理・処理が必要となる定量的な基準[入口基準]を設定すべきである。その基準値の設定にあたっては、米国をはじめとした諸外国の基準値も参考とすべきである。</p> <p>さらに、廃PCB等の値を分析するための方法について、安価で迅速な公正分析法を制定すべきである。</p>												
<p>要望理由</p>	<p>廃PCB等を特別管理産業廃棄物とするかどうかは、その含有濃度で判断されるべきである。しかし、現行法規定では、廃PCB等の定量的な判断基準[入口基準]が定められていないため、処理後の基準[卒業基準]である0.5ppm以下であっても、「特別管理産業廃棄物」として厳しい基準に基づいた保管・処理を行う必要がある。</p> <p>ちなみに欧米諸国では、入口・卒業基準ともに定めており、いずれも、0.5ppmというわが国の卒業基準よりも緩やかな基準となっており、各国とも入口基準以下であれば、PCBを含まない油と同様に扱うことができ、燃料としても使用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="443 1093 1225 1211"> <thead> <tr> <th></th> <th>入口基準(処理が必要な基準)</th> <th>卒業基準(処理後基準)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米国・カナダ</td> <td>50ppm以上</td> <td>2ppm以下</td> </tr> <tr> <td>フランス・オーストラリア</td> <td>50ppm以上</td> <td>50ppm以下</td> </tr> <tr> <td>イギリス・ドイツ</td> <td>10ppm以上</td> <td>10ppm以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>安全性について、平成6年厚生省「有害廃棄物の処理に関する調査」によれば、「①廃油焼却施設における適正な処理が行われた場合(分解率99%の場合)、処理油のPCB濃度が243ppm以下であれば、発生する排ガスについてPCB暫定排出許容限界0.1mg/m³を遵守できること、また、②不適正な処理が行われた場合(最悪ケースとしてPCB分解効率0%の場合)でも、PCB暫定排出許容限界を満たす処理油のPCB濃度は2.4ppm以下」との結論が出ている。PCB濃度が最低でも2ppm以下のものは、1100℃以上の高温焼却しなくとも、「廃油」の処理と同等の800℃以上の焼却温度での処理が可能と考えられる。また、ダイオキシン類の規制強化に伴い、産廃焼却施設は構造基準に適合した施設のみが稼働しているとの報告があることも踏まえ、安全性を評価したうえで、ある程度の濃度レベルまで合理的に産廃焼却処理を行えるような規制体系を構築すべきである。</p> <p>なお微量PCBは全国に広く存在しているとの指摘もあり、微量PCB混入油をすべて特別管理産業廃棄物として処理することは、現実問題として困難である。</p> <p>さらに、現行法で規定された、廃PCB処理後の基準である0.5ppmを分析する方法は、多大な費用と時間を要する。入口基準を分析する方法も含め、早期に安価で迅速な廃PCB等の分析方法を確立すべきである。</p>		入口基準(処理が必要な基準)	卒業基準(処理後基準)	米国・カナダ	50ppm以上	2ppm以下	フランス・オーストラリア	50ppm以上	50ppm以下	イギリス・ドイツ	10ppm以上	10ppm以下
	入口基準(処理が必要な基準)	卒業基準(処理後基準)											
米国・カナダ	50ppm以上	2ppm以下											
フランス・オーストラリア	50ppm以上	50ppm以下											
イギリス・ドイツ	10ppm以上	10ppm以下											
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法施行令 第2条の4第5号イ、ロ、ハ</p>												
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省廃棄物・リサイクル対策部</p>												

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(18)</p>	<p>焼却施設からのダイオキシン排出量測定方法の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>2002年12月に、ダイオキシンに対する規制が強化された。例えば、処理能力が4トン/時以上の既存施設に係るダイオキシン排出基準は、「80ng/m³以下」から「1ng/m³以下」に変更された。 ダイオキシンの測定には、費用(約30万円/回)と時間(約1.5ヶ月間/回)がかかることから、年1回の測定でよいことになっているが、これだけでは、この数値を常に満たしているかの確認が不十分であることから、代替指標として、CO濃度の測定が義務づけられている。 石炭助燃の炉などではCO濃度(100ppm以下)での管理が極めて困難であるため、ダイオキシン濃度は規制値を大幅に下回っているにもかかわらず、操業不能な状態に陥っている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>ダイオキシン排出量の測定に関して、石炭助燃など特殊な条件の炉については、排ガス中の一酸化炭素濃度管理のみならず、TOX(ダイオキシンの前駆体)計での連続測定管理の採用についても、選択肢の一つとして認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①石炭などで助燃している炉においては、ダイオキシンが出ていないにもかかわらず、規制遵守条件のCO基準である100ppmを超えてしまい、運転ができない。 ②CO濃度は、焼却の燃焼状態をモニタリングするには適しているが、ダイオキシン類生成には、燃焼による生成(一次生成)と再合成による生成(二次生成)が存在するため、ダイオキシン排出の的確な指標とはならない場合がある。また、低CO濃度域におけるダイオキシンとCO濃度の相関関係は非常に低いとの実証データもある。 これに対して、ダイオキシン前駆体には、二次生成の影響を含むダイオキシンとの相関関係があるとの研究データがあり(名久井博之氏、平岡正勝氏論文等)、COの濃度と比較しても高いことは既に確認されている。このことから、ダイオキシン前駆体を測定する各種計測器(TOX計等)を用いることで、CO濃度と同等以上のダイオキシン類排出管理を行うことができる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第8条の三〔一廃〕 第15条第1項〔産廃〕 同法施行令 第7条第3号等〔産廃〕 同法施行規則 第4条の5のル及びヲ〔一廃〕 第12の7〔産廃〕</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省廃棄物・リサイクル部産業廃棄物課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(19)</p>	<p>建設リサイクル法の対象となる工事基準の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>「建設リサイクル法」により、特定建設資材(コンクリート、木材等)を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等のうち、一定規模以上の建設工事については、対象建設工事の受注者及び自主施工者は、正当な理由がある場合を除き、分別解体しなければならない。この法律の対象となることによって、都道府県知事への届出、契約図書への記載等が求められる。</p> <p>建設リサイクル法が対象となる建設工事の規模に係る基準について、「建築物」は「床面積基準」を採用しているのに対して、「建築物以外の建設工事」は「請負代金基準」(請負代金500万円以上)を採用している。</p>
<p>要望内容</p>	<p>建設リサイクル法の対象となる「建築物以外の建設工事」に係る基準について、請負金額で一律に判断すべきではなく、工事の種類によっては特定建設資材廃棄物の想定発生量を基準とするなど、建設工事の種類ごとの実態に応じて判断するようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>建築物以外の建設工事について、一律に「請負金額」で判断すると、特定建設資材廃棄物がほとんど発生しない、あるいは全く発生しない場合でも、建設リサイクル法に基づく届出等の義務が課される。例えば、鉄道事業者は、安全安定輸送を担うため、構造物や設備の維持等の工事を経常的に行う一方で、建設リサイクル法施行以前より、社会的責務から建設資材廃棄物についても、適正処理を進めているところである。</p> <p>「建築物」については、「床面積」を基準に判断することとされているが、これは、「想定発生量が30～40トン以上で、目標とするリサイクル率を補足できる」ことから、想定発生量から逆算して床面積基準を定めたものとされている。</p> <p>国土交通省の「2002年度要望の対応状況」では、「工事金額と廃棄物の発生量については一定の相関があることが認められている」とあるが、「建築物以外」といっても様々な種類があり、一律に請負金額で判断するのは必ずしも実情を踏まえていないと考えられる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>建設リサイクル法 第9条 建設リサイクル法施行令 第2条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>国土交通省総合政策局建設業課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(20)</p>	<p>大気汚染防止法・水質汚濁防止法の申請期間の短縮</p>
<p>規制の現状</p>	<p>大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び水質汚濁防止法に基づく特定施設等について、その設置や構造の変更等に係る届出をした者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置等を行うことができない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び水質汚濁防止法に基づく特定施設等について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすることとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①着工の約30日前まで施設内容が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しい。 ②『各府省等における規制改革に関する内外からの意見要望等に係る対応状況』(2003年5月)によると、「平成11年4月の『大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について』により、実施制限期間の短縮措置を積極的に都道府県知事等に通知した結果、審査に要した日数が30日以内である割合が概ね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えている」とある。 ③このような状況を踏まえれば、上記要望のように、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長すること」とすべきである。 企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければいけない」というままでは、都道府県等の審査期間の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながりにくい。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>大気汚染防止法 第10条、第18条の9 推進汚濁防止法 第9条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省環境管理局大気環境課、水環境部水環境管理課</p>

<p>廃棄物・リサイクル/ 環境保全(21)</p>	<p>水質汚濁防止法ならびに下水道法に基づく届出書類の様式の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置に係る届出内容と、下水道法に基づく特定施設の設置に係る届出内容は、非常に重複する内容が多い。 同一施設について、水質汚濁防止法に基づく届出と水道法に基づく届出を行わなければならない場合があるが、上記二法の届出書類の様式が異なるため、多大な情報を記載した書類を別々に作成し、同一市町村の担当窓口へ提出しているのが実情である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>水質汚濁防止法ならびに下水道法に基づく特定施設の設置に係る届出書類の様式について、届出者の事務負担を軽減する方向で、統合化・併用化を図るなど見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>公害防止に係る各種届出については、重複する内容の書類を提出が義務付けられていることが多い。なかには、条例によって上乗せ規制を課している自治体も多く、申請者にとって、書類作成の事務負担は非常に大きい。 特に、水質汚濁防止法と下水道法については、同一施設について、重複する情報を別々の様式に基づいて書類を作成し、同じ市町村の担当窓口へ提出する場合がある。内容が重複する部分について、水質汚濁防止法ならびに下水道法の書類様式の併用化を検討するなど、できるだけ事務負担が軽減されるよう、見直しを図るべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>下水道法第12条の3 水質汚濁防止法第5条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>環境省水質環境部 国土交通省</p>